

## 資料編

1	成果指標算出方法	142
2	財政フレーム	147
3	策定経過	148
4	総合振興計画審議会	149
	熊谷市総合振興計画審議会条例	149
	総合振興計画審議会名簿	150
	諮問書	151
	答申書	151
5	総合振興計画策定委員会	153
	熊谷市総合振興計画策定委員会規程	153
	総合振興計画策定委員会名簿	154
6	熊谷市自治基本条例	156
7	計画の一覧表	158

能護寺の  
アジサイ



別府沼公園の  
ハナショウブ



# 1 成果指標算出方法

政策	施策	指標	算出方法
<b>1 魅力ある郷土をほこれるまち</b>			
	1	熊谷市が全国に誇れるものの数	生産量等が埼玉一以上のものの数
	1	「雪くま」を知っている市民の割合	かき氷の「雪くま」を知っていると答えた人／アンケート回答総数×100
	2	観光入込客数	市内外から観光に訪れた年間人数（暦年）。観光入込客統計調査より（平成23年以後は、把握基準が変更）。現状値は、平成23年の値である。
	3	スポーツ活動を「実践」している市民の割合	定期的にスポーツに親しんでいると答えた人／アンケート回答総数×100
	3	市民・団体・企業が協力する全国レベルの大会数	大会主催者等からの情報提供による数値
<b>2 市民と行政が協働するまち</b>			
	4	市内のNPO法人の数	市内の認証NPO法人数
	4	協働事業提案制度における提案数	市と市民活動団体が協働して行う事業の提案数（年度）
	4	市民活動団体の登録数	市に登録している市民活動団体の数
	4	市民活動講座の参加者数	市民活動を始めるきっかけとなる講座への参加者数（年度）
	4	青少年相談員の数	埼玉県知事から委嘱を受け、活動している青少年相談員の数
	4	市民活動保険登録団体数	熊谷市市民活動保険取扱要綱（平成18年告示第15号）による市民活動保険に登録している活動団体等の数
	4	地域コミュニティ活動に参加したことの市民の割合	校区連絡会や自治会などが行っている地域コミュニティ活動に参加したことがあると答えた人／アンケート回答総数×100
	5	人権意識が向上していると思う市民の割合	普通の生活の中で人権尊重の意識が向上していると思うと答えた人／アンケート回答総数×100
	5	人権教育研修の回数	市が実施している人権教育研修の回数（年度）
	5	人権教育研修の参加者数	市が実施している人権教育研修の参加者数（年度）
	6	国際交流協会の事業への参加者数	熊谷市国際交流協会が実施している事業へ参加した人数
	7	各種審議会への女性の登用率	女性委員数／全委員数×100 （調査対象：行政委員会と法律・条例設置の附属機関）
	7	男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	普通の生活の中で男女共同参画が進んでいると思うと答えた人／アンケート回答総数×100
	8	平和展の入場者数	市が開催している平和展へ入場した人の数（年度）
	8	平和バスの参加者数	市が実施している平和バスへ参加した人の数（年度）
<b>3 みんなで創る安全なまち</b>			
	9	犯罪発生件数	すべての刑法犯罪の発生件数（暦年） （提供：熊谷警察署）
	9	防犯講習会等の参加者数	市が実施した防犯講習会等の参加者数（年度）
	9	青色防犯パトロールの回数	市が実施した青色防犯パトロールの回数（年度）
	9	防犯協定の締結数	防犯協定を締結した市内の事業所等の数
	9	自主防犯組織の数	自主防犯パトロールを実施している団体の数
	10	地域防災計画を知っている市民の割合	市が策定している地域防災計画を知っていると答えた人／アンケート回答総数×100
	10	防災メールの登録者数	防災無線情報メール配信サービスを利用している登録者の数
	10	防災行政無線（固定系）の受信所数	市内に設置されている防災行政無線の受信所数
	10	自主防災組織率	自主防災組織が結成された地区内の世帯数／総世帯数×100
	10	自主防災組織訓練実施数	自主防災組織が行う防災訓練の実施件数（年度）
	10	指定避難所の耐震化率	昭和56年から施行された耐震基準を満たしている指定避難所の割合。耐震基準を満たしている小学校の校舎・体育館の数／すべての小学校の校舎・体育館の数×100
	10	災害時の避難場所を知っている市民の割合	避難勧告や避難指示が出された場合、自分自身や家族が避難すべき避難場所を知っていると答えた人／アンケート回答総数×100
	10	準用河川新星川の整備率	整備延長／計画延長×100

政策	施策	指標	算出方法
	11	交通事故発生件数	交通事故のうち人身事故の発生件数（暦年） （提供：熊谷警察署）
	11	交通安全教室の参加者数	市が行っている交通安全教室に参加した人数（年度）
	11	通学路の歩道の整備延長	通学路に新たに整備した歩道の延長（m）
	12	消費生活講座への参加者数	市が行っている消費生活講座に参加した人数（年度）
	13	予防査察件数	消防法（昭和23年法律第186号）の規定により火災の予防、防止等のため消防職員が行った査察の件数（年度）
	13	防火管理者の選任率	防火管理者を選任している対象物／防火管理者を選任しなければならない対象物×100
	13	住宅火災件数	火災件数のうち住宅火災の発生件数（暦年）
	13	消火栓の設置数	市が設置または所有している消火栓の数（累積）
	13	防火水槽の設置数	市が設置または所有している防火水槽の数（累積）
	13	さく井式井戸の設置数	市が設置または所有しているさく井式井戸の数（累積）
	13	救急救命士の数	救急救命士の資格を所有している消防職員の数
	13	救命講習の受講者数	消防本部が実施している救命講習会を受講した人数（平成7年からの累積）
<b>4 だれもが安心して健康に暮らせるまち</b>			
	14	趣味の活動やスポーツに生きがいを感じている高齢者の割合	現在何らかの生きがいを感じていると答えた人／アンケート回答総数×100（介護を必要としない65歳以上の高齢者に対する設問）
	14	催し物へ参加した高齢者の数	市が実施している「高齢者ゲートボール大会」、「世代間交流グラウンドゴルフ大会」、「高齢者芸能大会」、「高齢者趣味の作品展」に参加した高齢者の数（年度）
	14	各種生活支援サービスの利用者数	「高齢者日常生活用具給付等事業」、「ふとん乾燥サービス事業」、「軽度生活援助事業」の利用者数（年度）
	14	介護予防講習会等の参加者数	市が実施している介護予防講習会等を受講した人数（年度）
	14	高齢者の健（検）診の受診者数	市が実施する各種健（検）診事業を受診した65歳以上の人数（年度）
	15	入所施設から地域生活への移行者数	福祉施設入所者等のうち、地域生活に移行した人の数（累計）
	15	施設から一般就労への移行者数	施設等から一般就労へ移行した人の数（累計）
	15	居宅介護サービスの利用時間数（月間）	居宅介護サービスの利用時間数（月間）
	16	子育てしやすいと思っている市民の割合	子育てがしやすいと思うと答えた人／アンケート回答総数×100
	16	子育て支援拠点施設数	「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」など地域における子育て支援拠点の施設数
	16	子育て支援拠点施設年間利用者数	子育て支援拠点施設を利用した人数（年度）
	16	放課後児童クラブの待機児童数	放課後児童クラブの待機児童数（各年度の4月1日現在） （社福）熊谷市社会福祉協議会のボランティア連絡会に登録している会員の数（年度末）
	17	福祉ボランティア数	市が作成している災害時要援護者名簿の登録者数
	17	災害時要援護者名簿登録者数	市が作成している災害時要援護者名簿の登録者数
	18	健康づくり講演会、各種事業の参加者数	市が実施している健康づくり講演会等を受講した人数（年度）
	18	健康であると思っている市民の割合	自分自身が健康であると思うと答えた人／アンケート回答総数×100
	18	特定健康診査の受診率	特定健康診査の受診者数（市実施分）／特定健康診査の対象者数×100（年度）
	18	乳幼児健康診査の受診率	乳幼児健康診査の受診者数（市実施分）／乳幼児健康診査の対象者数×100（年度）
	18	熱中症救急搬送者数	熱中症救急搬送者数は、熊谷市消防本部警防課により把握する数値である
	19	救急医療に従事する病院数（熊谷・深谷地区）	熊谷・深谷地区における二次救急医療に対する輪番制参加病院の数
	19	小児救急に従事する病院の診療日数（熊谷・深谷・児玉地区）	年間の「診療日数」の合計数 <日・祝日の日中>

政策	施策	指 標	算 出 方 法
	19	小児救急に従事する病院の診療日数 (熊谷・深谷・児玉地区) <平日も含めた夜間>	年間の「診療日数」の合計数
<b>5 自然の豊かさが増えるまち</b>			
	20	環境講座の受講者数	環境教育講座、環境施設見学会、自然・水辺観察会に参加した人数(年度)
	20	こどもエコクラブに登録した団体数	こどもエコクラブにメンバーとして登録・参加した団体の数(年度)
	20	ムサシトミヨの生息数	「元荒川」に生息しているムサシトミヨの推定個体数
	20	ホタル保護重点区域内のホタル確認数	ホタル保護重点区域内のホタル確認数(毎年6月に実施するホタル保護重点区域発生数調査による)
	20	自然環境保全活動に参加した市民の割合	河川敷等での清掃活動や希少動植物の保護活動など自然環境を大切にしている活動に参加していると答えた人/アンケート回答総数×100
	20	環境保全のための樹林等の面積	環境保全のための樹林等の面積
	21	公害防止協定の締結数	市が事業者と締結した公害防止協定の件数
	21	公害苦情の年度内解決率	公害苦情の処理件数(年度内)/公害苦情の受理件数(年度内)×100
	21	星がよく見えるようになったと思う市民の割合	星がよく見え空がきれいだと思うと答えた人/アンケート回答総数×100
	21	合併処理浄化槽の整備率	合併処理浄化槽利用人口/(全人口-下水道利用人口-農業集落排水利用人口)×100
	21	全市の汚水処理率	(下水道利用人口+農業集落排水利用人口+合併処理浄化槽利用人口)/全人口×100
	21	合併処理浄化槽の法定検査実施率	浄化槽法第11条検査実施基数/浄化槽法第11条検査対象合併処理浄化槽基数×100
	22	市民一人一日あたりのごみ排出量	ごみの年間総排出量(可燃物+不燃物+資源物)/行政人口/365
	22	市民一人あたりの資源物回収率	(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)×100 市民一人あたりの資源物回収率は、焼却灰セメント再資源化を含みます。
	22	マイバッグを利用している市民の割合	買い物時にマイバッグを利用していると答えた人/アンケート回答総数×100
	22	リサイクルフェアの来場者数	市が開催するリサイクルフェアに来場した人数(年度)
	23	市有施設のCO <sub>2</sub> の削減率	(基準年度の市有施設の年間CO <sub>2</sub> 排出量-市有施設の年間CO <sub>2</sub> 排出量)/基準年度の市有施設の年間CO <sub>2</sub> 排出量×100 (基準年度は平成21年度)
	23	省エネ・省資源行動を実践している市民の割合	普段の生活の中で電気・ガス・水道等の節約や、ごみの分別・減量を実践していると答えた人/アンケート回答総数×100
	23	太陽光発電システム(10kW以上)を導入した市有施設数	太陽光発電システム(10kW以上)を導入した市有施設の数(累計)
	23	住宅用太陽光発電システム(10kW未満)の導入数	太陽光発電システム(10kW未満)を導入した住宅の数(累計)
	23	住宅用太陽光発電システム(10kW未満)の住宅における普及率	太陽光発電システム(10kW未満)を導入した住宅の数/市内の住宅数×100
	23	次世代自動車の導入数(庁用車)	庁用車のうち、電気自動車・プラグインハイブリッド車・天然ガスやバイオディーゼル等を燃料とした次世代自動車を導入した台数(累積)
<b>6 活力ある産業が育つまち</b>			
	24	農地・水保全管理支援事業の活動対象面積	農地・水保全管理支援事業による活動対象地域の面積
	24	ほ場整備の面積	ほ場整備が完了している面積
	24	特別栽培農産物作付面積	農薬と化学肥料を一般栽培の使用量の50%以上減らして栽培した農産物の作付面積
	25	認定農業者の数	認定農業者の数
	25	認定農業者経営総面積	認定農業者が経営している農地の総面積
	25	遊休農地の面積	遊休農地の面積

政策	施策	指 標	算 出 方 法
	26	地産地消参加農家数	JAふれあいセンターに出荷している農家の数
	26	直売所の売上	JAふれあいセンターの売上額
	26	「ミニくま」を知っている市民の割合	全国展開しようとしているミニ野菜の「ミニくま」を知っていると答えた人/アンケート回答総数×100
	26	市民農園総区画数	市民農園整備促進法及び特定農地貸付法により設置された市民農園の区画数
	27	QRコードからの地域ポータルサイトへのアクセス数(累計)	QRコードを携帯電話で読み込み、あついで.comにアクセスした数(累計)
	27	商店街活性化指定団体の数	「熊谷市商店街活性化推進団体指定基準」に該当する団体の数
	28	製造品出荷額等	工業統計調査による本市の「製造品出荷額等」の金額
	28	従業者数	工業統計調査による本市の「従業者数」
	28	中小企業融資(特別融資分を除く)融資件数(累計)	市の融資制度(特別融資分を除く)の融資件数(累計)
	28	産学連携事業の数	市内企業と立正大学等との共同研究・講座・講演・フォーラム開催など、市が支援した産学連携事業の数
<b>7 便利で快適な人にやさしいまち</b>			
	29	駅前がにぎやかだと思える市民の割合	熊谷駅周辺がにぎやかだと思える人/アンケート回答総数×100
	29	空き店舗の活用	「まちなか交流広場」、「地産市場かまくら」、「マルシェ 熊谷富士見」など、空き店舗を活用した事例の数
	29	地区計画の面積	地区計画を都市計画決定した面積
	29	土地利用開始面積	使用収益開始面積(土地区画整理事業による道路や上下水道の整備が終了し、利用できるようになった宅地等の面積)
	30	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	まちなかや田園風景など、熊谷の景観が美しいと思うと答えた人/アンケート回答総数×100
	31	熊谷UDブロックが設置された交差点の割合	熊谷UDブロックが設置された交差点の数/熊谷市交通バリアフリー基本構想に位置づけた交差点の数×100
	31	エスコートゾーンが設置された交差点の割合	エスコートゾーンが設置された交差点の数/熊谷市交通バリアフリー基本構想に位置づけた熊谷駅周辺地区の横断歩道が設置されている主要な交差点の数×100
	31	ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいると思うと答えた人/アンケート回答総数×100
	32	今後整備される生活道路の延長	計画期間中に新たに道路改良又は側溝整備をした生活道路の延長距離数(累積)
	32	生活道路に満足している市民の割合	普段身近で使っている生活道路に満足していると答えた人/アンケート回答総数×100
	33	今後整備される幹線道路の延長	計画期間中に新たに整備した幹線道路の延長距離数(累積)
	34	公共交通に満足している市民の割合	鉄道や路線バスなど、公共交通に満足していると答えた人/アンケート回答総数×100
	34	ゆうゆうバス利用者数	バスの運行事業者が毎日集計している利用者数
	35	都市公園設置数	開設告示を行っている都市公園の数(累積)
	35	公園サポーター制度を導入している割合	公園サポーター制度を導入している公園等の数/公園等(街区、近隣、児童等)の総数×100
	36	老朽管の交換整備率	石綿セメント管の交換済延長距離/石綿セメント管の総延長距離×100
	36	水道水に満足している市民の割合	水道水のおいしさに満足していると答えた人/アンケート回答総数×100
	36	浄・配水場の統廃合	浄水場・配水場の合計数
	36	下水道の整備率	整備面積(供用開始面積)/事業認可面積×100
	37	市営住宅(中層耐火住宅)の改修棟数	改修した市営住宅(中層耐火住宅)の棟数
<b>8 地域に根ざした教育・文化のまち</b>			
	38	家庭教育学級の参加者数	家庭教育学級に参加した人数(年度)
	38	放課後子ども教室の実施回数	放課後子ども教室の実施回数(年度)
	39	基礎的・基本的な学習内容の達成率(小6)	教育に関する3つの達成目標のうち、学力(「読む」・「書く」・「計算」)の達成目標確認テストにおける達成率



政策	施策	指標	算出方法
	39	基礎的・基本的な学習内容の達成率(中3)	教育に関する3つの達成目標のうち、学力(「読む」・「書く」・「計算」)の達成目標確認テストにおける達成率
	39	新体力テストで県平均を上回る項目の割合	市が県を上回っている項目数/すべての項目数×100
	39	授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合(小5)	授業の内容がわかりますかと質問に「よくわかる」、「だいたいわかる」と答えた児童生徒の数/アンケート回答総数×100
	39	授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合(中2)	授業の内容がわかりますかと質問に「よくわかる」、「だいたいわかる」と答えた児童生徒の数/アンケート回答総数×100
	40	学校の建物や設備が快適だと思う児童・生徒の割合(小5)	学校は快適だと思いますかと質問に「快適である」、「まあまあ快適である」と答えた児童生徒の数/アンケート回答総数×100
	40	学校の建物や設備が快適だと思う児童・生徒の割合(中2)	学校は快適だと思いますかと質問に「快適である」、「まあまあ快適である」と答えた児童生徒の数/アンケート回答総数×100
	40	小・中学校耐震化率	校舎・屋内運動場の耐震化率
	41	毎日、朝食をとる子どもの割合	朝食を毎日食べると答えた児童生徒の数/アンケート回答総数×100
	41	家で手伝いをする子どもの割合	一週間のうちで、家庭で手伝いをしていると答えた児童生徒の数/アンケート回答総数×100
	41	ノーマライゼーションを理解している人の割合	ノーマライゼーションについて理解していると答えた人/アンケート回答総数×100
	42	公民館で開設する講座、教室の開設数	公民館で開設する講座、教室の開設件数(年度)
	42	公民館で開設する講座、教室への参加者数	公民館で開設する講座、教室へ参加した人数(年度)
	42	貸出冊数	図書館での図書貸出冊数(年度)
	43	定期的に芸術・文化活動に親しむ市民の数	「熊谷市文化祭」、「熊谷市美術展」、「熊谷市美術家協会会員作品展」及び「熊谷市文化振興財団自主公演」に参加した人数(年度) ※H25以降はスポーツ・文化村利用者も含める。
	43	文化財施設の見学者数	「星溪園利用者」、「江南文化財センター入館者」及び「聖天堂見学者」の合計人数
<b>9 効率的でわかりやすい行財政</b>			
	44	指定管理者による施設数	指定管理者制度を導入した施設の数
	44	民間委託化率	民間に委託(一部又は全部)している事務事業/全事務事業×100
	44	一人あたりの市債残高	市債残高(一般会計、特別会計及び水道事業会計)/行政人口×100
	44	市税の納税率(現年及び過年度分)	市税の徴収額/市税の調定額×100
	44	自主財源比率	自主財源/歳入合計×100(一般会計歳入決算)
	44	職員数(消防職員を除く)	消防職員を除く職員の数
	45	電子申請システムの利用件数	「図書館蔵書予約システム」、「公共施設予約システム」、「埼玉県市町村電子申請共同システム」、「埼玉県電子入札共同システム」、「eLTAX(地方税ポータルシステム)」に係る電子申請システムの利用件数
	45	「市報くまがや」に満足している市民の割合	「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していると答えた人/アンケート回答総数×100
	45	市ホームページのアクセス数(月間)	市ホームページにアクセスした回数(月間)
	45	地域ポータルサイトのアクセス数(月間)	「あついぞ.com」にアクセスした回数(月間)
	46	重複している公共施設数	同じ目的を持った施設の数
	46	公共施設が利用しやすいと思う市民の割合	市役所や行政センター、スポーツ施設、文化施設、医療・福祉施設などの市の施設が利用しやすいと思うと答えた人/アンケート回答総数×100
	46	公共施設の利用率	市ホームページ上で利用案内をしている施設の中から12施設を抽出し、その利用率の平均値

## 2 財政フレーム

(単位：百万円、%)

区分	当初全体計画(20~29年度)		前期計画額(20~24年度)		前期実績額(20~23決算)(24予算)		当初後期計画(25~29年度)		新後期計画(25~29年度)		
	計画額	構成比	計画額	構成比	実績額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比	
歳入	自主財源	365,420	67.1	184,145	67.0	199,088	63.8	181,275	67.2	171,636	60.0
	市税	317,835	58.3	158,063	57.5	151,347	48.5	159,772	59.2	140,383	49.1
	その他	47,585	8.7	26,082	9.5	47,741	15.3	21,503	8.0	31,253	10.9
	依存財源	179,353	32.9	90,849	33.0	113,145	36.2	88,504	32.8	114,350	40.0
	国県支出金	67,973	12.5	33,399	12.1	52,578	16.8	34,574	12.8	51,155	17.9
	市債	48,000	8.8	24,000	8.7	17,289	5.5	24,000	8.9	19,000	6.6
	地方譲与税等	63,380	11.6	33,450	12.3	43,278	13.9	29,930	11.1	44,195	15.5
	計	544,773	100.0	274,994	100.0	312,233	100.0	269,779	100.0	285,986	100.0
	歳出	消費的経費	349,101	64.1	177,017	64.4	190,250	65.4	172,084	63.8	192,413
人件費		141,560	26.0	73,165	26.6	66,528	22.9	68,395	25.4	66,024	23.1
物件費		66,395	12.2	33,157	12.1	34,119	11.7	33,238	12.3	33,238	11.6
扶助費		91,948	16.9	45,367	16.5	60,115	20.7	46,581	17.3	69,281	24.2
その他		49,198	9.0	25,328	9.2	29,488	10.1	23,870	8.8	23,870	8.3
投資的経費		39,540	7.3	19,129	7.0	19,855	6.8	20,411	7.6	22,613	7.9
普通建設事業費		39,540	7.3	19,129	7.0	19,853	6.8	20,411	7.6	22,613	7.9
その他		—	0.0	—	0.0	2	0.0	—	0.0	—	0.0
その他経費		156,132	28.7	78,848	28.7	80,892	27.8	77,284	28.6	70,960	24.8
公債費		66,885	12.3	33,561	12.2	30,423	10.4	33,324	12.4	27,000	9.4
積立金		250	0.0	125	0.0	4,583	1.6	125	0.0	125	0.0
繰出金		77,927	14.3	39,582	14.4	40,334	13.9	38,345	14.2	38,345	13.4
その他		11,070	2.0	5,580	2.2	5,552	1.9	5,490	2.0	5,490	1.9
計	544,773	100.0	274,994	100.0	290,997	100.0	269,779	100.0	285,986	100.0	

### 3 策定経過

#### 総合振興計画審議会

	日付	内容
第1回	平成24年9月28日	(1) これまでの経過について (2) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画(素案)について (3) 今後のスケジュールについて
第2回	平成24年11月22日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画(案)について諮問 (2) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画(案)の審議
第3回	平成24年11月28日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画(案)の審議
第4回	平成24年12月20日	(1) 答申書について検討

#### 策定委員会

	日付	内容
第1回	平成24年7月17日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画の策定について ① 土地利用計画部会での検討結果について報告 ② 施策の体系の変更及びリーディング・プロジェクトの追加について ③ 財政フレーム、人口推計について
第2回	平成24年7月23日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画(案)について ① 財政フレーム、人口推計について ② 後期基本計画(案)について
第3回	平成24年7月31日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画(案)について
第4回	平成24年8月10日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画(案)について

### 4 総合振興計画審議会

#### 熊谷市総合振興計画審議会条例

平成18年3月23日

条例第29号

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 熊谷市総合振興計画審議会名簿

区分	委員氏名	選出団体	委員職名
第1号	新井 正夫	熊谷市議会	議長
	杉田 茂実	熊谷市議会	副議長
第2号	森田 美江	熊谷市教育委員会	委員
	北 榮治	熊谷市農業委員会	会長
	木島 一也	熊谷商工会議所	会頭
	福田 征芳	くまがや農業協同組合	代表理事組合長
	齋藤 洪太	熊谷市医師会	会長
	根岸 一雄	熊谷市自治会連合会	副会長
	栗原 堯	(社福)熊谷市社会福祉協議会	理事
	矢野 美登里	熊谷市文化連合	副会長
	佐藤 恒夫	(公財)熊谷市体育協会	副会長
	大河原 剛	熊谷市PTA連合会	幹事
	栗原 和江	くまがや共同参画を進める会	理事
	長沼 俊一	(社団)熊谷青年会議所	理事長
	矢嶋 隆男	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	副議長

任期 平成24年9月28日～平成26年9月27日

## 諮問書

熊企発第289号  
平成24年11月22日熊谷市総合振興計画審議会  
会長 新井正夫様

熊谷市長 富岡 清

熊谷市総合振興計画後期基本計画について（諮問）

熊谷市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第29号）第2条の規定に基づき、熊谷市総合振興計画後期基本計画の策定を貴審議会に諮問します。

## 答申書

平成25年1月10日

熊谷市長 富岡 清様

熊谷市総合振興計画審議会  
会長 新井 正夫

熊谷市総合振興計画後期基本計画について（答申）

平成24年11月22日付け熊企発第289号で諮問のあった、熊谷市総合振興計画後期基本計画について、別紙のとおり答申します。

## 答申書別紙

### 1 はじめに

本審議会は、平成 24 年 11 月 22 日に市長から「熊谷市総合振興計画後期基本計画について審議されたい」旨の諮問を受けた。

本計画は、基本構想で示された将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』を実現するための後期の計画であり、今後 5 年間の施策の基本方針を定める、大変重要なものである。

本審議会では、平成 24 年 11 月 22 日から 12 月 20 日まで 3 回にわたり本会議を開催し、慎重に審議を重ねた。

地方分権の進展とともに、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変動しており、とりわけ、長引く景気低迷と少子高齢社会の進行により、厳しい財政運営が強いられる中、市民の福祉向上に向けた取組が求められている。

このような状況を踏まえて審議を進めた結果、後期基本計画は全般として適当であると思われるが、なお次の諸事項について意見を申し述べることとする。

### 2 基本計画

#### (1) 施策 1 全国に発信できる特色をつくる

① 施策の基本方針に則り、しっかりと取り組まれない。

#### (2) 施策 2 歴史再発見のまちを推進する

① 熊谷市観光協会に関する記述を追加し、施策の中で観光振興にしっかりと取り組まれない。

#### (3) 施策 13 消防力を強化する

① 救急・救助体制の充実に向け、施策の中でしっかりと取り組まれない。

#### (4) 施策 18 市民の健康づくりを支援する

① がん対策基本法の目的及び基本理念に鑑み、施策の中でしっかりと取り組まれない。

#### (5) 施策 26 地産地消を進める

① 食料自給率についての記述を追加されたい。

#### (6) 施策 29 地域の特色を生かしたバランスの良いまちをつくる

① 土地区画整理事業の推進を図るために、検討を加えることの記述を追加されたい。

#### (7) 施策 30 熊谷らしい景観をつくる

① 施策の基本方針に則り、しっかりと取り組まれない。

#### (8) 施策 39 確かな学力（知・徳・体）を身につけさせる

① 施策の基本方針に則り、しっかりと取り組まれない。

#### (9) 「人口増」プロジェクト

① 交流人口の増加は、施策 2 歴史再発見のまちを推進する及び施策 27 商業を活性化する、の施策でも取り組まれない。

#### (10) 施策全般

① 将来都市像の実現に向け、今後 5 年間しっかりと取り組まれない。

② 成果指標の後期めざそう値達成に向け努力されたい。

### 3 おわりに

本計画は、将来都市像の実現に向け、進むべき方向を示しており、妥当なものである。

しかし、昨今の財政状況等勘案し、これらの諸施策をいかに実現していくかが、今後の課題であろう。

本審議会の意見・提案を反映され、将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』の実現及び人口増に向けて、積極的なまちづくりを望むものである。

## 5 熊谷市総合振興計画策定委員会

### 熊谷市総合振興計画策定委員会規程

平成 18 年 3 月 31 日

訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合振興計画に関する調査及び研究
- (2) 総合振興計画素案の策定
- (3) その他総合振興計画に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会に委員長、副委員長及び委員若干人を置く。

2 委員長は、副市長の職にある者を、副委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第 6 条 委員会に必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長及び部会員若干人を置く。

3 部会長及び部会員は、市の職員のうちから市長が任命する。

4 部会の会務は、部会長が総理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 35 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 熊谷市総合振興計画策定委員会名簿

委員長	副市長
副委員長	総合政策部長
委員	市長公室長
委員	総務部長
委員	市民部長
委員	福祉部長
委員	環境部長
委員	産業振興部長
委員	都市整備部長
委員	建設部長
委員	大里行政センター所長
委員	妻沼行政センター所長
委員	江南行政センター所長
委員	契約室長
委員	会計管理者
委員	消防長
委員	水道部長
委員	議会事務局長
委員	教育次長
委員	選挙管理委員会事務局長
委員	監査委員事務局長
委員	農業委員会事務局長

## 専門部会

### 総合政策部会

部会長	総合政策部長
	秘書課長
	政策調査課長
	危機管理室長
	企画課長
	行政改革推進室長
	財政課長
	人権政策課長
	情報政策課長
	広報広聴課長
	スポーツ振興課長
	契約室長
	出納室長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長

### 福祉部会

部会長	福祉部長
	福祉課長
	長寿いきがい課長
	障害福祉課長
	こども課長
	保育課長
	市民福祉課長（大）
	福祉課長（妻）
	市民福祉課長（江）

### 都市整備部会

部会長	都市整備部長
	都市計画課長
	産業基盤整備室長
	開発審査課長
	建築審査課長
	公園緑地課長
	土地区画整理西部事務所長
	土地区画整理中央事務所長
	産業建設課長（大）
	産業建設課長（妻）
	産業建設課長（江）

### 教育部会

部会長	教育次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	社会教育課長

### 総務部会

部会長	総務部長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
	総務税務課長（大）
	総務税務課長（妻）
	総務税務課長（江）
	議会事務局長

### 環境部会

部会長	環境部長
	環境政策課長
	廃棄物対策課長
	環境衛生課長
	環境美化センター所長
	市民環境課長（妻）

### 建設部会

部会長	建設部長
	管理課長
	道路課長
	維持課長
	河川課長
	下水道課長
	営繕課長
	産業建設課長（大）
	産業建設課長（妻）
	産業建設課長（江）

### 消防部会

部会長	消防長
	消防次長
	消防総務課長
	予防課長
	警防課長
	指令課長
	熊谷消防署長

### 水道部会

部会長	水道部長
	営業課長
	工務課長

### 市民部会

部会長	市民部長
	市民活動推進課長
	市民課長
	保険年金課長
	安心安全課長
	男女共同参画室長
	健康づくり課長
	市民福祉課長（大）
	市民環境課長（妻）
	市民福祉課長（江）

### 産業振興部会

部会長	産業振興部長
	産業振興課長
	商業観光課長
	農業振興課長
	農地整備課長
	産業建設課長（大）
	産業建設課長（妻）
	産業建設課長（江）
	農業委員会事務局長

## 横断的専門部会 土地利用計画部会

部会長	都市計画課長
	政策調査課長
	企画課長
	資産税課長
	産業振興課長
	商業観光課長
	農業振興課長
	農地整備課長
	産業基盤整備室長
	開発審査課長
	建築審査課長
	道路課長
	農業委員会事務局長

### 行財政計画部会

部会長	財政課長
	政策調査課長
	企画課長
	行政改革推進室長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	納税課長
	保険年金課長
	教育総務課長



## 6 熊谷市自治基本条例

平成 19 年 9 月 28 日  
条例第 30 号

目次  
前文  
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）  
第 2 章 基本原則（第 3 条―第 5 条）  
第 3 章 市民の権利及び責務（第 6 条―第 8 条）  
第 4 章 議会の責務（第 9 条・第 10 条）  
第 5 章 市長及び職員の責務（第 11 条・第 12 条）  
第 6 章 参加及び協働（第 13 条―第 15 条）  
第 7 章 市政運営（第 16 条―第 22 条）  
第 8 章 自治基本条例審議会の設置（第 23 条）  
第 9 章 条例の位置付け等（第 24 条・第 25 条）  
附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想（おも）い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。
- (2) 事業者 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。
- (3) まちづくり 住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。
- (4) 協働 まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。
- (5) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

### 第 2 章 基本原則

（市民参加の原則）

第 3 条 まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

第 4 条 市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

（情報共有の原則）

第 5 条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

### 第 3 章 市民の権利及び責務

（市民の権利）

第 6 条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報を知ることができます。

（市民の責務）

第 7 条 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

- 2 市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。
- 3 市民は、自ら考え行動するためにまちづくりに関して学ぶよう努めます。

### 第 4 章 議会の責務

（事業者の責務）

第 8 条 事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

（議会の責務）

第 9 条 議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第 10 条 議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

2 議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

### 第 5 章 市長及び職員の責務

（市長の責務）

第 11 条 市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

2 市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第 12 条 職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽（さん）に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

2 職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

### 第 6 章 参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第 13 条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

2 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

3 市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

（審議会等の委員の選任）

第 14 条 市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

（コミュニティ）

第 15 条 市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

2 市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

### 第 7 章 市政運営

（情報の提供）

第 16 条 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

（個人情報の保護）

第 17 条 市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

（説明責任）

第 18 条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

（応答責任）

第 19 条 市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

（意見公募手続）

第 20 条 市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

（都市経営）

第 21 条 市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

2 市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

（行政評価）

第 22 条 市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2 市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

### 第 8 章 自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）

第 23 条 この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

2 熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

### 第 9 章 条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第 24 条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

（条例の見直し）

第 25 条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附 則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行します。

## 7 計画の一覧

計画の名称	策定年度 (見直し予定年度)	計画の期間 (見直し後の 計画期間)	計画の概要	所管
国民保護に関する熊谷市計画	平成 18 年度		武力攻撃事態等が発生した場合に、国・県及び関係機関等と連携し、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう定めた計画です。	危機管理室
熊谷市地域防災計画	平成 19 年度 平成 24 年度修正		災害への対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画です。	危機管理室
熊谷市地域公共交通総合連携計画	平成 22 年度	平成 23 年度 ～平成 29 年度	平成 19 年 10 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、熊谷市における公共交通を総合的かつ一体的に推進することの基本的方針や目標、実施すべき事業などを明らかにするための計画です。	企画課
熊谷市行政改革大綱・実施計画	平成 25 年度	未定	大綱は、行政改革の基本理念を、実施計画は、改革目標と具体的な目標を示した計画です。	行政改革推進室
熊谷市情報化推進計画 ー e-くまがや ICT 推進 プラン 2 ー	平成 25 年度	平成 26 年度 ～平成 30 年度	市民サービス向上や行政事務高度化の推進などについて、情報化の視点から見た具体的な施策を示した計画です。	情報政策課
熊谷市スポーツ振興基本計画	平成 22 年度	平成 23 年度 ～平成 29 年度	基本理念である『市民一人ひとりがスポーツに熱中し、元気に生活できるまちづくり』の実現のため、生涯スポーツの振興や気軽にスポーツに親しめる環境整備などの諸施策を推進するための基本計画です。	スポーツ振興課
熊谷市特定事業主行動計画	平成 23 年度	平成 23 年度 ～平成 26 年度	次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主として職員が仕事と子育ての両立を図ることを目的とした計画です。	職員課
熊谷市男女共同参画推進計画	平成 20 年度 (平成 25 年度)	平成 21 年度 ～平成 30 年度 (平成 26 年度 ～平成 30 年度)	男女共同参画社会の実現を目指し、本市の各分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。	男女共同参画室
熊谷市健康増進計画 健康熊谷 21 プラン	平成 19 年度	平成 20 年度 ～平成 25 年度	市民の健康づくり運動を総合的に進めるため「だれもが安心して健康に暮らせるまちくまがや」を実現するための基本計画です。	健康づくり課
熊谷市地域福祉計画	平成 20 年度 (平成 25 年度)	平成 21 年度 ～平成 25 年度 (平成 26 年度 ～平成 30 年度)	全ての市民が地域で共に支えあいながら、自立した生活を送ることができるように、地域福祉の推進を目指す計画です。	福祉課
熊谷市高齢社会対策基本計画	平成 23 年度 (平成 26 年度)	平成 24 年度 ～平成 26 年度 (平成 27 年度 ～平成 29 年度)	高齢社会の将来像「いきいきあんしん元気で長寿のまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	長寿いきがい課
熊谷市障がい者計画	平成 18 年度 平成 23 年度中間見直し (平成 28 年度)	平成 19 年度 ～平成 28 年度 (平成 23 年度中間 見直し) (平成 29 年度～平成 38 年度)	障害の有無にかかわらず、地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた方向性とその取り組むべき障害福祉施策を示した「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を基本理念とする計画です。	障害福祉課
熊谷市障がい福祉計画	平成 23 年度 (平成 26 年度)	平成 24 年度 ～平成 26 年度 (平成 27 年度 ～平成 29 年度)	障害者が自立した日常生活・社会生活を営むため、必要な障害福祉サービスを確保し、計画的に提供するために定めた計画です。	障害福祉課
熊谷市次世代育成支援行動計画後期計画「くまがやイクイキ子育て支援プラン」	平成 21 年度	平成 22 年度 ～平成 26 年度	社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、前期計画を見直し、さらなる子どもと子育ての支援を推進することを目的として定めた計画です。	こども課
熊谷市環境基本計画	平成 19 年度 (平成 25 年度)	平成 20 年度 ～平成 29 年度	環境の保全及び創造について総合的な施策を示し、熊谷市環境基本条例の基本理念と総合振興計画の将来都市像を環境面から実現するための計画です。	環境政策課
熊谷市地球温暖化対策地域推進計画	平成 20 年度 (平成 25 年度)	平成 21 年度 ～平成 32 年度 (中期目標) ～平成 62 年度 (長期目標)	地球温暖化を防止するため、市内の家庭や事業所等から排出される温室効果ガス排出量の削減目標やその達成に向けた施策を示した計画です。	環境政策課
熊谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	平成 20 年度 (平成 25 年度)	平成 21 年度 ～平成 30 年度	廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別・収集運搬及び資源の有効な利用の確保等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための計画です。	廃棄物対策課

計画の名称	策定年度 (見直し予定年度)	計画の期間 (見直し後の 計画期間)	計画の概要	所管
熊谷市生活排水処理基本計画	平成 21 年度	平成 22 年度 ～平成 37 年度	水質汚濁の主要な原因である生活排水を、効率的に処理していくための計画です。	環境衛生課
熊谷市中心市街地活性化基本計画	平成 25 年度	平成 25 年度 ～平成 30 年度	社会的、経済的及び文化的活動の広域交流拠点都市として、まちの顔である中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を図るための計画です。	商業観光課
熊谷市農業振興地域整備計画	平成 19 年度		優良な農地を保全・確保するとともに、農業振興のための施策を計画的に推進・実施するため、市が定める総合的な農業振興の計画です。	農業振興課
熊谷市森林整備計画	平成 24 年度	平成 25 年度 ～平成 34 年度	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林・林業の特徴をふまえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市人・農地プラン	平成 24 年度		集落・地域において中心となる経営体(個人、法人及び集落営農)の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な強い農業構造を実現するための計画です。	農業振興課
熊谷市酪農・肉用牛生産近代化計画	平成 24 年度	平成 22 年度 ～平成 32 年度	本市における酪農及び肉用牛生産の役割・機能を明確にし、産業としての持続性を確保するための中長期的な目標として、生産量、飼養頭数、経営方針の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 22 年度		農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市景観計画	平成 20 年度		熊谷らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、方針及び基準、実現方策等を示す計画です。	都市計画課
聖天山周辺地区景観整備計画	平成 25 年度		歓喜院聖天堂の国宝指定に伴い「妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区」の景観整備を図るため、地元住民の意見を反映した具体的な施策を示す計画です。	都市計画課
熊谷市バリアフリー基本構想	平成 25 年度	平成 26 年度 ～平成 35 年度	ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めるため、国が定める基本方針に基づき、駅等を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における、バリアフリー化のための方針、事業等を定める計画です。	都市計画課
熊谷市都市環境改善基本計画「エコまちづくり熊谷」	平成 22 年度		「環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり」を推進していくため、主に、中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化などの施策を中心とした計画です。	都市計画課
熊谷市建築物耐震改修促進計画	平成 20 年度	平成 21 年度 ～平成 27 年度	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の耐震改修を促進し、安全なまちをつくるための計画です。	建築審査課
熊谷市緑の基本計画	平成 22 年度	平成 23 年度 ～平成 32 年度	緑の保全や緑化の推進に関する施策の目標と、実現化策を定める総合的な計画です。	公園緑地課
熊谷市公共下水道事業中期経営計画	平成 23 年度	平成 24 年度 ～平成 28 年度	下水道事業の中期的な経営方針及び事業計画を示す計画です。	下水道課
熊谷市営住宅等長寿命化計画	平成 21 年度	平成 22 年度 ～平成 32 年度	現在ある市営住宅ストックを適切に維持管理することにより、市営住宅の有効利用を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を目指すための計画です。	営繕課
熊谷市全域地域住宅計画(第2期)	平成 22 年度	平成 23 年度 ～平成 27 年度	市営住宅について「誰もが安全で、安心して暮らせる住まいづくり」を実現するための計画です。	営繕課
熊谷市消防計画	(毎年度見直し)	永久	消防機関があらゆる災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防防災活動の万全を期すために定める計画です。	消防総務課
熊谷市水道事業基本計画	平成 20 年度	平成 21 年度 ～平成 34 年度	「安全でおいしい水道水」を安定供給するための効率的な事業運営、及び施設・設備の整備や更新の事業計画を示す中長期的な水道事業計画です。	水道部
熊谷市教育振興基本計画	平成 19 年度 (平成 24 年度)	平成 25 年度 ～平成 29 年度	地域に根ざした教育・文化のまちを目指し、子どもたちの生きる力をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた教育を学校・家庭・地域が一体となって推進するための計画です。	学校教育課

# 川と川 環境共生都市 熊谷

熊谷市総合振興計画後期基本計画

平成 25 年 3 月

発行 / 熊谷市

企画・編集 / 熊谷市総合政策部企画課

印刷 / 有限会社マックスアーリー